

臨時行財政運営方針

1.市を取り巻く環境と財政見直し

本市は今年8月に記録的な大雨による大規模な災害にみまわれ、多くの市民が被災し公共インフラ等にも大きな被害が生じました。災害救助法の適用等国県の支援を受けながら甚大な被害を受けた被災者への支援をはじめ、公共インフラの早期の復旧に向けて全庁一丸となって取り組んでいるところです。災害復旧事業費の全容については、現時点では概算で約20億円規模になると見込んでいます。

近年は子育て世帯の転入などによる児童生徒数の増加のスピードが急激なため、学校等の建物インフラの需要が急激に高まり、結果的に施設の増築や新築など整備のための投資が必要となっている事、高度経済成長期に整備された公共施設の多くが長寿命化や更新などの措置が必要な時期に来ている事、昨今の物価高騰により経常・政策両面において費用が増大している事などの行政需要に直面しています。さらに、玄界環境組合清掃工場の更新が今後予定されており、更新費用に対する財政負担が本市の市政運営に大きく影響することが見込まれます。

本市の経常的な経費における今後の財政見直しは、歳出において、人件費は人事院勧告、扶助費は保育環境の確保、物件費は物価高騰などにより増加する見込みです。一方で歳入においては、地方交付税は国勢調査結果の反映、固定資産税は地価上昇などに伴いそれぞれ増加の見込みではありますが、地方交付税を中心として歳出における行政需要に見合った額までの増加とはならず、また個人市民税は税制改正により減少し、結果的に令和8年度から12年度までの今後5年間における政策的な経費に活用可能な財源は、昨年度のまちづくり計画実施計画調製時と比較して大きく減少する見直しとなっています。本市においては財政の硬直化が大きく進んでいる状況です。

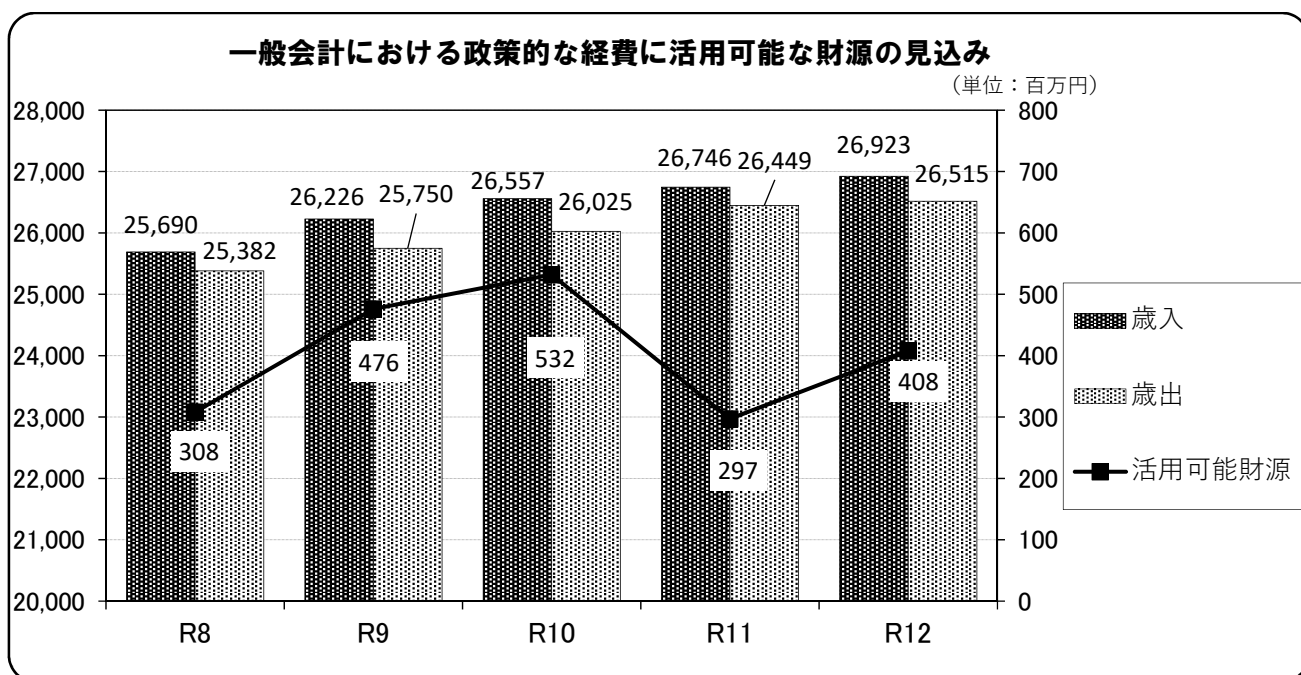
この要因としては、本市の人口の増加が急激である一方、依存財源である普通交付税の算定の基礎となる人口数は5年に一度の国勢調査数値を用いるため、結果的に短期的なスパンにおいて地方自治制度における財政措置が本市の人口増の状況に即応していない事が挙げられます。

また、これまでの市政運営は、定住化による人口増を目指し住環境の整備を中心としたまちづくりを進めてきました。全国的に人口減少・少子高齢化が進む中、人口増は地方自治体にとって非常に喜ぶべき状況ではありますが、一方で人口増加を進めるための方策として都市計画税や公共下水道の受益者負担金など、本来であれば住環境のインフラ整備の財源となるべき収入を徴収してこなかった事もあります。

加えて、本市における人口増加前の人口構成においてボリュームゾーンであった団塊の世代が65歳以上の高齢者となる中、子育て世代のファミリー層が多く転入した事により、現在

の人口構成において子どもと高齢者、公的支援が必要な世代の割合が多くなっており、結果的に扶助費や他会計繰出金の増に繋がっている状況である事も挙げられます。

本来、これら行政需要の高まりに対応していくための基金については債券化の影響で実質的にその活用に限りがあり、総じてこれらの要因が本市財政運営を非常に厳しくしているものと捉えています。



2.基金管理運用をめぐる課題と方針

■経緯

本市は、歳入確保の観点から平成30年度から令和2年度にかけて国債等の債券を購入しましたが、令和5年度末時点の基金総額約110億円のうち保有する債券の合計額は、約72億円(基金総額の約65%)となりました。保有債券はすべて満期までの期間が10年を超える超長期債券であるため、価格下落により多額の含み損を抱えており、現金化が容易でなく、今後の資金需要への影響が懸念される状況となっています。

こうした中、令和7年3月4日の議会全員協議会において、前市長のもと平成30年度から令和2年度にかけて行った債券購入の経緯等を内容とする「基金に関する報告」を行いました。その前後には2件の基金に関する住民監査請求がありその監査結果において、基金の制度設計や運用に関して然るべき措置を講じるよう要請を付した報告を受けています。また、令和7年5月9日に総務文教委員会所管事務調査として、「基金運用に関する法令等との整合性及び今後の財政への影響等について」調査が行われ、「今後の資金需要に応じた基金現金の確保に懸念が生じる事態」となった根本原因が不明でありさらなる調査が必要であると報告されています。市としましても先の令和7年3月4日の全員協議会への報告に

加えて事実関係をより詳細に確認する必要があったため、庁内に基金管理運用聴取委員会を令和 7 年 5 月 12 日に設置し、債券の購入経緯等について関係者に聴取し、事実関係の確認、原因及び背景の究明、基金管理運用の在り方の検討を行いその結果を令和 7 年 11 月 19 日の全員協議会に報告しました。

■ 今後の方針

監査委員の意見、市議会の所管事務調査の報告、基金管理運用聴取委員会の意見等を真摯に受け止め、今後の方針に活かします。「債券保有割合における目標値の設定」、「基金運用における事務分掌の整理」、「外部有識者の招聘と人材育成」、「基金運用の公表に関するルールの策定」、「今後の財政運営」等を念頭に、関連する規程、規則を整備し、法令順守の徹底、ガバナンス等チェック体制を再構築するとともに、適正な基金管理運用に向けた今後の対応方針を示します。なお、対応方針については、資金管理運用会議において専門性を有する外部有識者の意見を踏まえて合意形成を図ります。

現有する債券については、債券市場の下落基調を勘案し、当初予定していた運用益を原資とする債券の計画的な現金化は行わず、現時点では満期保有を原則とする考えです。毎年度生じる運用益を着実に積み立てることで基金現金を確保していきます。

今後の災害等有事対応への財源は、国県支出金、地方債等を最大限活用し、市の財政負担においては政策的経費に活用可能な財源を充てることを基本とし、不足する場合は財政調整基金を活用する方針です。そのため、財政調整基金を含む基金現金の年度末現在高を標準財政規模の 10%を目安に 15 億円以上の確保を目指します。しかし、災害の規模によっては政策を一時的に中止せざるを得ない状況も想定されるため、その財源を災害等対応の費用に振り替えることも考えています。

まちづくり基本構想の実現に向けた今後の市政運営や予算編成への影響については、最新の財政見通しでは財政の硬直化がさらに進むと見込んでおり、基金の取り崩しに至るリスクが高まるため、これまで以上に政策事業の選択と集中、慎重な政策判断が必要となります。特定目的の基金についても、基金総額の確保、維持に最大限努めるとともに、必要に応じて計画的に活用していく方針です。

このような状況を踏まえ、次に示す臨時行財政運営方針により、市の行財政運営を進めます。

3.臨時行財政運営方針

■目的

市を取り巻く環境と財政見通し、基金管理運用をめぐる課題を踏まえ、将来にわたり強固な財政基盤の確立を図るとともに、政策的な経費に活用可能な財源を確保し、今後の行政需要に的確に対応するため、次の基本方針を念頭に、経営感覚を持った行政運営及び組織改革、健全な財政運営を進めます。

■基本となる考え方

今後の政策事業を示すまちづくり計画実施計画については、政策事業の選択と集中の考えに基づき、3つの緊急性・重要性のある施策に優先的に取り組みます。

- ①災害に強く、安心して暮らせるまちへ
- ②次世代を育む教育環境の整備
- ③人も企業も行政も稼ぐまちづくり

■基本方針

以上の目的、基本となる考え方を踏まえ、対象期間中に短期的・集中的に実施することについて、以下のとおり10の基本方針を定めます。

- ①行政経営システム推進と事業のスリム化による効率的な行政運営、デジタル化・働き方改革、人事評価制度の充実、職員採用の工夫等による行政改革の推進
- ②年度間調整機能がある財政調整基金の取り崩しを最小限とするとともに、基金の積極的な積み増しによる現金確保、持続可能な財政運営に努める
- ③事務事業の総点検を引き続き実施し、物件費、補助費等の見直しを含み、聖域なく全ての事業を見直し対象とする
- ④経常的経費の抑制に向け、職員配置の適正化を図るとともに、3つの施策を最優先するため、財源の範囲内での組織機構の見直しを検討する
- ⑤公共施設等の総量圧縮、最適化に向けて公共施設等総合管理計画の調整、施設の再編・機能統合・教育施設も含めて再配置及び廃止を加速化する
- ⑥国県との連携をとりつつ災害復旧事業を最優先とし、普通建設事業は過大規模校緩和を主として実施するとともに、選択と集中による事業・施策の取捨選択を徹底する
- ⑦収納対策(収入未済・債権管理)の強化、使用料見直し等受益者負担の適正化を図るとともに、新たな恒常的財源の研究とその獲得策を探求する
- ⑧財政の心構えであり、経営の原理原則である「入りを量り出を制す」に立ちかえり、研修等を通じて職員のコスト意識や政策提案能力、管理監督職のマネジメント能力の向上を図る
- ⑨予算の原則「事前決議、総計予算主義」等を遵守し、予算編成方針、予算執行方針に基づき、適正な執行、成果に対する分析を行う

⑩多様な主体と関係を構築し連携しながら課題解決していく産学官連携の考え方により、新たな経営資源の確保及び最適化を図る

■対象期間

令和 8 年度から令和 9 年度までの 2 年間とします。

■基本的な考え方と各種方針等との関係

基本方針は、第 3 次行財政改革大綱を基本に中期財政見通しの課題への対応策、予算編成方針、市政運営の指針、公共施設等総合管理計画、人材育成基本方針、DX 推進方針などの各種方針等において、特に重要な方針を統合的にまとめて 10 の基本方針とすることでより一層組織を挙げて進めていくものです。

なお、第 3 次行財政改革大綱の計画期間は令和 7 年度までとなっています。令和 8 年度及び令和 9 年度は、これを臨時行財政運営方針として引継ぎ、取り組みを引き続き実施するとともに、検証も念頭に次期行財政改革へつなげます。